4　第四条第二項の規定は第一項の表第一号及び第二号の規定に係る承認について、第二十条第二項の規定は同表第三号及び第四号の規定に係る承認について、第三十四条第二項の規定は同表第五号の規定に係る承認について準用する。

（届出）

第四十四条の三　次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号、第七号又は第十三号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号、第八号、第十三号又は第十四号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一～九　（略）	（略）	（略）
十　法第六条ノ三の規定による認定を受けた者の相続人又は清算人	当該認定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。	地方運輸局長
十一　法第六条ノ四第一項の規定による認可を受けた者	次に掲げる場合 (1)　当該認可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。 (2)　当該認可に係る事業を廃止したとき。	国土交通大臣
十二　法第六条ノ四第一項の規定による認可を受けた者の相続人又は清算人	当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。	国土交通大臣
十三　法第六条ノ四第一項の規定による認定を受けた者	次に掲げる事項について変更しようとする場合（(1)、(4)又は(5)に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の遠隔支援業務を行う能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。） (1)　第三十五条第一項第二号に掲げる設備 (2)　第三十五条第一項第三号ロに掲げる者 (3)　第三十五条第一項第四号に規定する組織 (4)　第三十五条第一項第五号に掲げる事項 (5)　第三十五条第一項第六号に規定する制度	国土交通大臣
十四　法第六条ノ四第一項の規定による認定を受けた者	天災その他の事由により前号中欄に掲げる事項に変更が生じた場合（(1)、(4)又は(5)に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該遠隔支援業務を行う能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）	国土交通大臣

4　第四条第二項の規定は、第一項の表第一号及び第二号の規定に係る承認について準用する。

（届出）

第二十八条の三　次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号又は第七号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号又は第八号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一～九　（略）	（略）	（略）
十　法第六条ノ三の規定による認定を受けた者の相続人又は清算人	当該認定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。	地方運輸局長